

○深谷秀峰議長 次， 6 番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） 6 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず，防災についてでございます。防災の質問をする前に先立ちまして，今回の台風10号の豪雨による甚大な被害に遭いました東北，北海道の方々に対しまして，心よりお見舞い申し上げるとともに，亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。改めて自然災害の脅威，恐ろしさを感じております。また，充実した防災対策の必要性もさらに実感しているところでございます。

最初に，防災についての被災者支援システムの導入についてお伺いをいたします。

被災者システム全国サポートセンターの無償支援システムについてでございます。この被災者支援システムは，1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで，現在，地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて全国の地方公共団体に無償で公開，提供されております。災害が発生した場合，「災害対策基本法」第90条の3第1項において，市町村長は被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる被災者台帳を作成することとされております。被災者台帳を導入することによって被災者の状況を的確に把握し，迅速な対応が可能になるほか，被災者が何度も申請を行わずに済む等，被災者の負担軽減が期待されております。このため，近年，東日本大震災や広島土砂災害，熊本地震等，大規模災害のみならず災害が多発する中，被災者台帳の作成への認識が高まってきておりますが，その作成は必ずしも進んでおりません。

こうした実態を踏まえ，内閣府においては，平成26年度，被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ，地方自治体に対して先進事例集，導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。この内閣府の報告書において，被災者台帳の先進事例の1つとして取り上げられているのが，先に述べました西宮市開発の被災者支援システムでございます。このシステムは多くの自治体で利用されております。

そこで，本市としてこの無償の被災者支援システムについてどのようにお考えなのか，ご所見をお伺いいたします。

2つ目といたしまして，県と包括協定を締結した防災科学技術研究所の新システムについてご所見をお伺いいたします。

昨年の鬼怒川の豪雨災害の自治体の対応についてはさまざまな課題が明確になってきております。罹災証明書の発行業務もその1つでございます。常総市では，罹災家屋の一次調査は9月28日までに終わったにもかかわらず，罹災証明が被災された方の手元に行き渡ったのは10月下旬と大きく遅れました。避難所に避難した方のデータベースも稼働できませんでした。当然，医療的，福祉的に支援が必要な要支援者のデータベースもまとめられませんでした。全国から集まってくださった支援ボランティアと被災した方々とのニーズをマッチングさせるシステムも事前には準備されていませんでした。こうした現状の中で，被災者支援のために情報システムを構築したのは国の研究機関や民間の情報ボランティアの皆様でした。筑波の防災科学技術研究所を中

心として、罹災証明書のシステム、要支援者の支援システム、ボランティアのニーズマッチングシステム、避難所の必要物資のデータベースなどが稼働しました。必要なソフトウェア、パソコンなど、ハードウェア、地図情報などの著作権問題など、この危機的な状況を防災科学技術研究所などの支援を受けて乗り越えたと聞いております。

昨年の11月、茨城県議会臨時議会で公明党の井手県議会議員は、常総市の事例でも明らかのように、この防災科学技術研究所で実用化された被災者支援システムを市町村で平時から充実させ、発災時には速やかに的確な支援体制を構築する必要があるのではないかと質問をいたしました。それに対して橋本知事は、被災者支援システムを導入できない市町村であっても、発災時には防災科学技術研究所からの支援を受けることができるよう、県と防災科学技術研究所との間で包括連携協定を締結し、平時から県主催で市町村職員を対象とした支援システムの利用訓練を行うなど、発災時の的確な被災者支援体制を構築できるように努めてまいりますとの答弁をいたしております。その約4カ月後、今年3月16日に、県と防災科学技術研究所との間で包括的な連携協力に関する協定を締結しております。

これらのことを踏まえ、この防災科学技術研究所の被災者支援システムについてのご所見をお伺いいたします。

次に、この被災者支援システムの導入についてでございます。

平成26年8月の豪雨による広島土砂災害や今年4月の熊本地震において、この被災者システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しております。広島市では、現在はこのサポートセンターの支援のもと、適切に運用されているようでございます。各市町村の被災者支援システムにおいては、被災者支援システム全国サポートセンターのシステムにおいても、また、防災科学技術研究所のシステムにおいても同様に、平時から充実させ、進化させ、多くの職員が利用できるようにしていかなければ、いざという発災時には、先ほどの例のように、速やかに的確な運用ができずにその意味を持たなくなってしまうおそれがあると思います。本市としてこの被災者支援システムの導入についてのご所見をお伺いをいたします。

続きまして、福祉避難所についてお伺いいたします。

社会福祉法人等の協定締結による福祉避難所の指定数と受け入れ人数についてお伺いをいたします。

熊本地震では、一般避難所での生活が困難な高齢者や障害者への支援が大きな課題でした。高齢者や障害者など災害弱者やその家族を優先的に受け入れる福祉避難所は、各自治体と協定を結んだ老人福祉施設などで開設いたします。熊本市が事前に計画で指定していた福祉避難所は176施設であり、約1,700人の災害弱者の受け入れを想定していました。しかし、続く震災で利用できなくなる施設もあり、5月22日の時点では73施設、341人の利用にとどまっていたのが現実だそうです。避難が長引くにつれ、今後、どれだけの人を受け入れるのか正確な数字を把握することは容易なようではないようです。そこで、本市の福祉避難所は何カ所指定されているのか、またその受け入れ人数についてお伺いをいたします。

次に、具体的な受け入れまでの運用ですが、福祉避難所に避難できるまでの判断基準や移送する手順についてお伺いいたします。また、福祉避難所への支援物資の供給や当該施設の備蓄品などについて、どのような協定が結ばれているのかお伺いをいたします。

3点目に、被災直後の災害廃棄物についてお伺いをいたします。

私は先月8月に、茨城NPOセンター・コモンズの代表理事、横田さんの講演を聞きました。横田さんの常総市事務所でも昨年の洪水被害に遭いながら、常総市水害対策NPO連絡会議を県内外の63団体に呼びかけて立ち上げ、日々の活動に関する情報共有の場を発災直後から、活動を終えた夜、毎日開催して被災者支援の活動をしてきました。そして最終的に、常総市に被災者支援策に関する提案書を出されております。

横田さんの講演の中で、発災後に常総市の地域住民が困ったこととして次のことを述べております。少し引用させていただきます。

災害ごみをどう出すか、災害ごみをどこにどう運ぶか、食料の確保、水の確保、トイレの問題、寝るところの確保、車のレッカーによる移動と廃車の手続、消毒はどうするのか、新聞もない中、どう情報を得るのかなどでした。

災害ごみは、その処分の方法が市から明示されるのが遅かったために、公園や空き地に、場合によっては私有地に一時的に不法投棄されることになりました。事前に分別して、特に石膏ボードと畳などの分類は必須であります。一時保管できるような場所を設定できればその後の処理が非常にスムーズにいったと思われれます。

消毒については、カビに対する対応も重要です。床下に入り込んだ泥を取り除くこと、水を含んだ断熱材をはがすこと、そして徹底的に乾燥させることなど、カビ対策のノウハウが地域にも行政にも全くありませんでした。多くの車が水没し使えなくなりましたが、その処分も当初混乱しました。全国からさまざまな業者が集まり、ずさんな対応、不正な対応が横行しました。信頼できる業者に委託できるようなシステムづくりが必要です。

以上が発災後に常総市の地域住民が困ったこととして横田さんが述べたことでございます。

東日本大震災を経験した私たちも理解できることが多々あります。そこで、災害直後に困ったこととして横田さんが公表した災害廃棄物についてお伺いをいたします。

水害のときは、住民は水が引くとすぐに家の片づけに入り、災害廃棄物をどうするのかという問題に直面します。その場所の指定が後れると、常総市のように市の公園や空き地に不法投棄される事態に至ります。本市として災害廃棄物の仮設置き場を災害の種類別にあらかじめ決めておく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、地域防災計画の廃棄物分別による受け入れ体制についてでございます。また、本市の地域防災計画には、災害廃棄物の処理について分別による受け入れを行うものとしておりますが、具体的にどのように分別するのか明記されておられません。発災してからでは市民にその分別内容を徹底周知は難しいと考えられますし、迅速に対応するためには、あらかじめ水害時、また震災時はどのような廃棄物が出るのか予測がつくと思いますので、分別の種類を決めておく必要があると考えます。廃棄物の分別による受け入れ体制についてご所見をお伺いいたします。

続きまして、共有資産についてお伺いをいたします。共有資産の固定資産税分割納付についてでございます。

私は今年の3月の定例議会で、共有地の不明化問題に絡み、納税が困難になってきている状況やその相談内容を伺いました。総務部長の答弁では、今後さまざまな事例の相談が寄せられることと予想されますが、引き続きまして法令等に従い、適切に対応してまいりたいとのご答弁でございました。ここで改めて、「地方税法」の内容と共有資産の納税方法、現状の問題点についてお伺いをいたします。

続きまして、共有資産の納税額を各人の所有権、持ち分割合で案分して納税する分割納付についてでございます。

共有資産をお持ちの市民の中には、その共有資産のおのおのの持ち分割合で納税額を案分しておのおの個別に納付できるようにすれば、共有資産の代表者が苦勞することがないのではないかと考えている人が少なくありません。さらにこのままの納税方法が続くと、代表者が亡くなったときに次の代表者のなり手がなくなったらとの危惧も聞かれます。そこで、この持ち分割合で案分して納税する、いわゆる分割納付についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、共有資産に係る固定資産税分割納付取扱要綱策定についてお伺いいたします。

共有資産の納税方法は、「地方税法」だけの運用では市民の理解が得られず限界があるとの判断で、多くの自治体で市民の負担軽減を図る必要性、収納率の向上や滞納防止を目的に共有資産に係る固定資産税分割納付取扱要綱を策定し、対象者の申請に基づいて分割納付を認めているのが実情でございます。本市でも分割納付取扱要綱を策定し、納税者である市民の利便性を図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして3番目に、社会的孤立についてお伺いいたします。

ひきこもりの社会復帰支援についてお伺いをいたします。

現役世代の不就労者、ひきこもりの社会復帰は、地域の活性化の一助にもなり、高齢家庭の負担軽減にもなります。そして何よりその家庭、家族に希望が見えます。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められると考えられます。

厚生労働省では、ひきこもりの定義をさまざまな要因の結果として社会的参加、つまり義務教育を含む就学、非常勤職員を含んだ就労、家庭外での交遊など、それらを回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態、他者との交わらない形での外出はよいとしております。それがひきこもりの定義だそうでございます。現在、厚労省の調査では、平成27年8月現在でございますけれども、26万世帯と推計されているそうでございます。また近年では、ひきこもりの高齢化が進んでおります。

全国ひきこもりKHJ親の会の調べによると、ひきこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。近年では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもりの状態になる人が増え、高齢化に拍車をかけております。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなっているのが現状でございます。問題は、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受ける世

代のはずが、子どもが社会復帰できない、また不就労の状態が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。そこで、本市におけるひきこもりに対するご所見とその実態についてお伺いをいたします。

続きまして、厚生労働省のひきこもり対策推進事業の概要及びひきこもりサポートセンター派遣事業の実施についてお伺いをいたします。

以上のような状況を踏まえ、厚生労働省では、各都道府県や指定都市にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり対策推進事業を始めております。また、当該センターと昨年4月に施行した「生活困窮者自立支援法」における各市町村の自立相談支援機関との連携体制を構築し、ひきこもりの社会復帰支援につなげる必要性を言及しております。そこで、このひきこもり対策推進事業全体の概要をご説明していただき、その事業の中で実施主体が市町村であるひきこもりサポーター派遣事業の実施についてのご所見もあわせてお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

深谷議員の発言に対する答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災についてのご質問の中で、被災者支援システムの導入についての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の被災者支援システム全国サポートセンターの無償支援システムについてでございますが、住民基本台帳を基盤に罹災証明書の発行や各種支援制度、義援金処理が可能な被災者支援システムを中核に、避難所関連システムや避難行動要支援者関連システムとも連動するもので、災害事務を一元的に処理できる効率的なものと認識をしているところでございます。

2点目の防災科学技術研究所の支援システムでございますが、発災時に速やかに市町村がこのシステムを活用できるように、茨城県が防災科学技術研究所と災害におけます連携協力をする包括協定を締結しているものでございます。

3点目の被災者支援システムの導入でございますが、現在のところ、茨城県が包括協定を締結しております防災科学技術研究所の支援システムの詳細につきまして把握をしておりませんので、今後の県の動向を注視いたしますとともに、内閣府におきましても被災者支援台帳の作成にマイナンバーの活用を検討しておりますので、これらもあわせて注視しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、共有資産の固定資産税分割納付についての3点のご質問でございますが、関連がございますので、一括してご答弁をさせていただきます。

現状の納付方法につきましては、「地方税法」の規定により、共有者全員に連帯納税義務が課されることになっているため、代表者を選定していただき、その方に納税管理人となって納付していただく方法をとっているところでございます。しかしながら、その代表者が共有者を回って集金している場合もあり、代表者の高齢化や死亡など後継者がいなくなるといった事情などで共有者間での集金が困難になっているといった問題や過疎化によって地元に残る人が減少する中、共有者の相続人が誰なのかわからなくなったり、相続人自身が共有地の存在を知らなかったりといった事例も生じていると聞いているところでございます。

「地方税法」上は現状の賦課方法で十分とはいえ、実務上分割納付でも差し支えないという国の見解が示されておりますことや、全国的には一定の要件を定めた要綱を制定することで、行政サービスとして希望者には分割納付に応じている市町村がありますことから、本市におきましても現状の納付方法を原則としつつも、要綱を定めまして、希望者には来年度から分割納付に応じてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 福祉避難所についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉法人等の協定締結による福祉避難所の指定数と受け入れ人数についてでございますけれども、福祉避難所の設置につきましては、阪神・淡路大震災をきっかけにその必要性が指摘されまして、全国で事前指定が進められる中、本市におきましては平成24年11月に、特別養護老人ホーム5施設、老人保健施設2施設と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しておりまして、受け入れ人数につきましては、協定締結7施設、合計で180人となっております。

続きまして、具体的な運用についてでございますが、避難援護の対象は福祉施設や医療機関関係に入所、または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所での生活に支障がございまして特別な配慮を必要とする方といたしております。市が対象者を把握した場合には、市が協定締結施設に受け入れを要請し、受け入れの了承が得られました場合に、原則として家族または支援者が移送することとなっております。また、市からの要請なしに要援護者が直接福祉避難所へ避難してきた場合でございますけれども、援護が必要な状態であれば施設の判断で受け入れが可能となっております。

また、開設の期間につきましては、受け入れの日から起算いたしまして7日以内、日常生活用具や食料など福祉避難所の運営に必要な物資の調達や、介護福祉士やホームヘルパー、看護師などの介護員の確保等につきましては、市がそれらに努めることといたしております。さらに、開設に係る経費につきましても、市が所要の実費を負担することといたしております。

続きまして、ひきこもりの社会復帰支援についての3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の本市におけるひきこもりの実態についてでございますが、本市におきましては、現在のところ、民生委員や保健推進員など保健福祉関係に精通している方から保健センターあるいは福祉事務所に情報提供のあった方、あるいはご家族などから直接相談をいただいた方など、

約10名の方がひきこもり状態にあると捉えてございます。また、本市を管轄する常陸大宮保健所では平成23年度からひきこもり相談を開始しておりまして、平成26年度までに管内で54件、延べ204件の相談を受けております。

内訳を申し上げますと、男女の割合におきましては4対1と圧倒的に男性が多く、年齢層においては10代が15%、20代が44%、30代が22%、40代が15%となっており、さらにその中の約半数の方が過去に不登校歴があるということでございます。

このような中、平成27年度より県の保健所が中心となりまして、ひきこもり者への地域支援体制の充実を図るために、保険・福祉・教育・就労・自立相談支援関係機関等の各分野の担当で構成されますひきこもりにおける地域連携会議が設置、開催されているところでございます。本市におきましては、今後とも民生委員などの地域の皆様のご協力を得るとともに、保健所等関係機関と連携調整を図りながら情報の収集や実態の把握に努めてまいります。

次に、2つ目の厚生労働省のひきこもり対策推進事業の概要について、及び3つ目のひきこもりサポーター派遣事業の実施について、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

厚生労働省では、従来から精神保健福祉士、児童福祉司、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきておるところでございますが、平成21年度からこれらの取り組みに加えましてひきこもり対策推進事業を創設いたしまして、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいるところでございます。具体的には、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とするものでございまして、事業内容は大きく分けて2つございます。

1つ目は、ひきこもり地域支援センターの設置でございます。ひきこもり支援コーディネーターを配置いたしまして、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、あるいは来所等による相談に対応いたしまして、適切な助言、あるいは家庭訪問等の支援を行うものでございます。茨城県におきましては、精神保健福祉センター内にひきこもり相談支援センターが開設されております。また、そのサテライト機関といたしまして、県内の各保健所及び児童相談所にそれぞれ相談窓口が開設されております。

2つ目は、ひきこもりの長期高齢化やそれに伴うひきこもりの状態にある本人、あるいは家族からの多様な相談に、きめ細やかにかつ継続的な訪問支援等を行うことを目的といたしまして、訪問支援等を行うひきこもりサポーターを養成し派遣する事業でございます。全国的には平成25年度からスタートした事業でございまして、平成27年度現在で、17自治体が派遣事業を行っていると同っておりますが、本県においては各関係機関との調整やひきこもりサポーターの候補者選定基準づくりなどに関する課題がございまして、県が主体となるひきこもりサポーター養成事業が実施に至ってございまして、現在、養成実施に向けて県と調整が進められていると同っております。

本市におきましては、県におけるひきこもりサポーター養成事業実施に向けた進捗状況等を踏まえるとともに、ひきこもりご本人、あるいはご家族の意向などにも十分配慮しながら、実態に

即して派遣事業を適時適切に活用してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔樫村浩治市民生活部長 登壇〕

○樫村浩治市民生活部長 震災直後の震災廃棄物についてのご質問にお答えをいたします。仮置き場と廃棄物の受け入れ体制について、あわせてお答え申し上げます。

本市の地域防災計画においては、災害廃棄物が大量に発生した場合は速やかに仮置き場を設置し、住民からの受け入れを行う。その際、分別による受け入れを行うものとし、廃棄物のリサイクル及び処分料の削減を図るものとしております。

常陸太田市では、5年前の東日本大震災の際には、震災発生後の五日目に仮置き場を設置するとともに、市防災行政無線やお知らせ版号外等により市民への周知を行い、仮置き場には職員の配置をするなど迅速な対応に努めたところでございます。また、被害が大きかったこともございまして、被災者の負担軽減を図るために、市内の各地区に合計8カ所の仮置き場を設置し、各地区において廃棄物の受け入れを行ってきたところでございます。

また、分別につきましては、木くず、コンクリート類、瓦、大谷石、家具、畳、陶器、ガラス類、石膏ボード類などの壁材、これら廃棄物の区分を8種類に分け、震災発生後の仮置き場設置から3カ年にわたり、合計約5万8,000トンを受け入れ、処理をしてきたところでございます。

ただいま議員のご発言にもございましたが、県内において、水害による災害ごみ置き場の衛生面や土壌問題を含めた防疫面についての常総市などの事例につきましては承知をしているところでございます。これにより茨城県においては、平成28年3月に策定しました第4次茨城県廃棄物処理計画に基づく茨城県災害廃棄物処理計画を現在策定中でございます。同時に、県内自治体に向けた市町村災害廃棄物処理計画の指針につきましても、県計画と整合性を図りながら、現在策定中とのことでございます。

今後、当市におきましても仮置き場の設置、分別区分、廃棄物処理業者等の連携による収集、運搬、処分方法について、東日本大震災の経験をもとに、茨城県の指針や専門家等の意見を踏まえながら、災害の種類、地域、規模、生活環境、公衆衛生、連携、そして周知方法などを想定した、より具体的なマニュアル等の作成を進めてまいります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまはご答弁大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

初めに、防災についてでございます。

被災者支援システムの全国サポートセンターの無償支援システムについてでございますけれども、認識はされているということでお聞きしました。

1つの例といたしまして、ここに人口約2万人の奈良県の平群町というところがございます。小さな町で展開されている防災対策が海外から注目を集めております。昨年の3月に、国連の専門機関でアメリカに本部のある世界銀行——世銀が視察に訪れ、行政が稼働させている被災者支

援システムの充実ぶり、そしてまた、住民ボランティアが進める防災かまどベンチの設置活動などを取材し、世銀のスタッフから絶賛を受けておりました。

平群町が導入したこのシステムは、2009年1月に、先ほど述べました被災者支援システム全国サポートセンターが全国の市町村に無償で提供しているシステムでございます。世銀のスタッフが目を見張ったのは、縦割りの行政の壁を越えた連携でございました。同町の被災者支援システムの最大の特徴は、稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日午前9時に自動更新される仕組みを作ったことでございます。ほかにも家屋のデータの連携、そして要支援者のデータの連携、そしてまた地理情報システム——GISの導入でございました。これらの担当課の壁を越えてのデータの連携を強化してきた成果でございます。

例えばGISを使えば、被災者支援システムの画面上の住宅地図で被害に遭った地域を範囲指定すると、瞬時に被災者台帳がリストアップされます。さらに自力では避難が難しい要支援者のデータも連動しているので、すぐにその情報が引き出せるというシステムでございます。こういった被災者支援システムの導入に対しまして、世銀スタッフが目を見張ったのでございました。

私は平群町の町会議員経由でその電算システムを担当した方の文書入手いたしましたので、この内容の文書を読ませていただきますと、まず、被災者支援システムの導入の目的というのは、こういうふうに書かれておりました。災害発生時に自治体職員に求められる身体的、精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば、職員の過労死など二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートにより多くの職員を割り当てられると考えております、ということです。

確かに被災されますと、この対策等以外に事業継続——BCPもしていかなければならないわけですから、職員の方の負担というのは非常に大きくなっていくわけでございます。そういった意味で、こういったシステムを早期に導入して多くの職員が使えるようになれば、災害時に職員の負担を減らして市民の被災者サポートに多くの職員が割り当てられるという、そういった発想をぜひともしていただいて、今後、導入に結び付けてもらいたいと希望するものでございます。

今言っているのは、最終的にこの被災者支援システム、全国のサポートシステムを使うのか、また県主導のシステムを使うのかという二者択一になってくるかと思っておりますけれども、ぜひ導入をするという目的を持って、このシステムの研修を受けたり、また職員が触れていって体験してもらいたいなという希望を、要望をいたしたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、福祉避難所についてでございます。

本市の福祉避難所は7施設で、その受け入れの可能人数が180人ということで理解をいたしました。しかし、1回目の質問の際に述べましたように、熊本地震では事前の計画で指定していた福祉避難所は176施設、受け入れ予定人数が1,700人と想定しておりましたが、5月22日の時点では73施設341人の利用者にとどまったのが現状でございます。施設面では4割、受け入れ人数では2割しか利用できませんでした。確かに施設が損傷するなどの理由があったようでございますけれども、とりわけ大きな要因は、スタッフの数が追いついていかないというこ

とでございました。例えば特養ホームが福祉避難所となった場合、職員はもとの施設を利用していただいていた人に加えて避難者のケアにも追われ、人手不足に陥るのはどうしても避けられません。

そこで1つ伺います。本市の福祉施設の災害時の受け入れ人数は何を基準に決められているのでしょうか。お伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 本市の福祉施設の避難時の受け入れ人数の基準についてのご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定につきましては、茨城県から平成24年3月に示されました災害時要援護者対策推進基準に基づいて各施設と協定の締結を行っているところでございまして、県から示された基準の中には、受け入れ人数に関する考え方というのとはとりわけ示されておりませんので、福祉避難所となります各施設と協議を行い、それぞれ受け入れ可能であるとされた人数をお示しいただきました。7施設合わせまして180名、数値にはそれぞれ差異がございまして、5名から30名の数値の変化はございますが、合計で180名という数字になったものでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 実際災害時には受け入れ予定人数よりも少なくなることを想定して、さらに福祉避難所の指定を増やせる余地が本市にあるのかどうかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 実際の災害時には受け入れ予定人数よりも少なくなることを想定してとのご質問でございますが、実際に災害が発生いたしまして、現在協定を締結している施設だけでは不足が生ずる場合につきましては、常陸太田市地域防災計画の中に文言をうたってございまして、一般の指定避難所において、必要に応じて教室あるいは会議室等を福祉避難所として利用するということといたしてございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 熊本県など被災した自治体は、災害弱者の受け入れ可能な福祉事務所を少しでも増やそうと、やはりスタッフの確保に急いだそうです。その取り組みを促すために、例えば看護師や介護福祉士などの資格を持ちながら、現在、その職についていない潜在有資格者に協力してもらうことはできないのでしょうか。その上で被災地外からのスタッフの派遣体制の強化も考えておかなければならないと考えますが、ご所見を伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと存じます。

災害時には多くの市民の皆様のご協力が当然必要になってまいりますので、ご発言にございました潜在有資格者の協力なども含めまして、どのようにマンパワーを確保していくのか大きな課題でございます。防災担当はもとより福祉施設関係者等の間でも問題意識の共有を図りながら、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

○深谷秀峰議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、具体的運用の中で福祉事務所の存在があることも、災害弱者の方々やその家族に何らかの機会のときに周知する必要があると思ひますが、その点いかがでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問は、福祉避難所の周知ということでお答えさせていただきたいと存じます。

自主防災組織の関係者の皆さんや、避難行動要支援者名簿を策定する過程での民生委員の皆様等のご協力を得ながら、要援護者、あるいはその家族支援者、地域住民の方々に対して周知が図れるよう努めてまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） よろしくお願ひいたします。

続きまして、災害廃棄物についてでございますけれども、おおむね理解をいたしました。茨城県の災害廃棄物処理計画が現在策定中ということでございますけれども、これはいつごろということをお聞きしているのでしょうか。その1点お伺ひいたします。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 ただいまのご質問でございますが、茨城県のほうに確認をいたしましたところ、計画の方向性についてはおおむね決定をしているということだそうでございます。ただ、まだ概要等については公表できる段階ではないと、しかしながら今年度中に策定を目前に現在進めているというところでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

常総市では公園に廃棄物が不法投棄されまして、それを事実黙認していったという経緯がございまして、そのために、いろいろな廃棄物が廃棄されました。そして土壌が汚染されたために、その公園が使えるようになったのは7月に入ってからということで、約10カ月近くたってしまったという苦い経験をしているわけでございます。そういったことのないように、事前の計画をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、共有資産についてでございます。来年度にはその対策をとっていくという方向でございましたので、ぜひこの取り扱い要綱を策定して、早目に市民への周知をぜひともお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、社会的孤立、ひきこもりの社会復帰支援についてでございます。

なかなかひきこもりの実態というのはわかりにくいというのが現実であるかと承知しております。秋田県の藤里町では、平成23年にひきこもりの実態調査を独自で行ってまいりました。15歳から55歳の町民1,293人のうち、113人が長期不就労状態で引きこもっていることが判明したそうでございます。その割合は8.74%に上り、半数以上は40歳以上であることもわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになってきました。

そういう中で、この対策として藤里町がとったのは、社会福祉協議会が事務を務めるシルバーバンク事業を既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応するように、在宅のひきこもり者や精神障害者が登録する、こみっとバンク事業を誕生させました。課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超えて支え合う地域づくりにつながることを目指して、高齢化の進む地元地域において、こみっとバンクの必要性は着実に増加していると評価されているそうでございます。地域の作業依頼に応えることで、ひきこもり者、不就労者、障害者等の社会参加機会として、地域住民とともに支え合う地域づくりへ貢献することができるような取り組みだと評価されております。ぜひともこういった不就労者、またひきこもりの方々が自由に集える場所、藤里町では集える場所として、福祉拠点として「こみっと」というところをオープンして、在宅のひきこもり者、不就労者等を対象に、自由に集える場所で、そこでいろいろな対策をとっているという事例がございます。

今ご答弁いただいたように、現在、ひきこもりサポーター養成事業が県としてまだ軌道に乗っていないということでもございました。ぜひとも県のそういった養成事業が軌道に乗り次第、本市としてもひきこもりサポーター事業、派遣事業の実施とともに、ひきこもりの方々の実態把握を常に努めていただきたいという要望をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時32分散会